

○宿泊型自立訓練サービス費

基本部分		注		
		利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	(1) 利用期間が2年以内の場合 (271単位) (2) 利用期間が2年を超える場合 (163単位)	×70/100	×70/100	×95/100
ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)	(1) 利用期間が3年以内の場合 (271単位) (2) 利用期間が3年を超える場合 (163単位)			
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき 10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき 7単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき 4単位を加算)			
地域移行支援体制強化加算	(1日につき 55単位を加算)			
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)			
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)			
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)			
日中支援加算	(1日につき 270単位を加算)			
通勤者生活支援加算	(1日につき 18単位を加算)			
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき 561単位を加算) ロ 入院期間が7日以上 (1回につき 1,122単位を加算)			
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき 187単位を加算) ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき 374単位を加算)			
長期入院時支援特別加算	(1日につき 76単位を加算)			
長期帰宅時支援加算	(1日につき 25単位を加算)			
地域移行加算	(利用中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)			
地域生活移行個別支援特別加算	(1日につき 670単位を加算)			
食事提供体制加算(Ⅰ)	(1日につき 48単位を加算)			
夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ) (1)夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき448単位を加算) (2)夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき269単位を加算) (3)夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき168単位を加算) (4)夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき122単位を加算) (5)夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき96単位を加算) (6)夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき79単位を加算) (7)夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき67単位を加算) (8)夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき58単位を加算) (9)夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき52単位を加算) (10)夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき46単位を加算) ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ) (1)夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき149単位を加算) (2)夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき90単位を加算) (3)夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき56単位を加算) (4)夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき41単位を加算) (5)夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき32単位を加算) (6)夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき26単位を加算) (7)夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき22単位を加算) (8)夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき19単位を加算) (9)夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき17単位を加算) (10)夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき15単位を加算) ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ) (1日につき10単位を加算)			
看護職員配置加算(Ⅱ)	(1日につき 13単位を加算)			
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×57/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×41/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×8/1000)			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可